

2027 年度袋井市内小学校放課後児童クラブ児童募集案内 (2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日利用分)

【入所申込受付期間】

第一次受付：2026 年 10 月 1 日（木）～10 月 31 日（土）

○継続利用の方も毎年度申込みが必要です。

長期休業期間のみ利用希望の場合も上記期間内に申込みが必要です。

○10 月 1 日から窓口開庁時間が午前9時～午後4時になります。

教育保育課窓口で申請される方は、変更後の時間内にお越しください。

○申請者が受入可能数を超える場合は、放課後や長期休業期間のご家庭での保育が困難な事情（保護者、祖父母の就労状況等）を考慮し、低学年や利用必要度の高い児童から入所となります。状況によっては、入所をお待ちいただく（待機）場合がございます。

○第一次受付後の随時受付(11 月 1 日以降の受付)は、受入れに余裕がある場合のみ入所可能となりますので、期限厳守で申込みをお願いします。

受付	利用申込結果通知（発送予定）
第一次受付（2026年10月1日～10月31日）	2027年1月末頃
随時受付（2026年11月1日～2027年1月31日）	2027年2月末頃
随時受付（2027年2月1日～2月28日）	2027年3月中旬頃
随時受付（2027年3月1日以降）	2027年4月中旬以降（随時）

○随時受付期間内に申請する方で長期休業期間の利用を希望する場合の最終期限は次のとおりです。
(期限後の受付はできません。)

【夏休み】2027. 6. 15(火) 【冬休み】2027. 11. 15(月) 【春休み】2028. 2. 15(火)

○入所申込は、電子申請で受付を行っています。

スマホやパソコンから 24 時間申請可能です。

スマホやパソコンを使用しない場合は、申請用紙で申請を行ってください。

電子申請はこちらから➡



申請用紙は、市のホームページからダウンロードしてください。

現在通園している園、放課後児童クラブ、教育委員会教育保育課にも置いてあります。

1 受付場所・時間

申請方法	対象児童		受付場所（受付時間）
電子申請	すべての児童		受付期間の最終日の午後 11 時 59 分までに入力を完了させてください。（24 時間、土・日・祝日も申請可能） 市ホームページ「電子申請操作手順書」をご覧ください。
紙申請	第一次 受付時	市内保育所、認定こども園、幼稚園等に通う新 1 年生	現在通園している認可保育所・認定こども園・公立幼稚園に提出 認証保育所・山名幼稚園等については、教育委員会教育保育課（教育会館 1 階）にて受付
		市内放課後児童クラブに入所している新 2 年生以上	現在入所している放課後児童クラブに提出（各施設開所時間内）
		市内放課後児童クラブに入所していない児童	教育委員会教育保育課（教育会館 1 階）にて受付（午前 9 時～午後 4 時、土・日・祝日を除く）
	随時 受付時	すべての児童	教育委員会教育保育課（教育会館 1 階）にて受付（午前 9 時～午後 4 時、土・日・祝日を除く）

2 放課後児童クラブとは

就労などで保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

3 利用の基準

- （1）2027 年度に袋井市内の小学校に就学する見込みの児童（新 1 年生～新 6 年生）であること
- （2）保護者が就労、または長期にわたる疾病等の状態にあるなど、放課後や長期休業期間の保育が困難であること

【就労の基準】※夜勤等の交代勤務がある場合は、その状況を考慮します。

常時利用 平日（月～金）に週 3 日（平日に月 12 日）以上
かつ午後 1 時～午後 6 時 15 分の間で 2 時間以上働いていること

長期休業期間の利用 平日（月～金）に週 3 日（平日に月 12 日）以上
かつ午前 7 時 45 分～午後 6 時 15 分の間で 4 時間以上働いていること

土曜日利用 常時または長期休業期間にクラブを利用する方で、
午前 7 時 45 分～午後 6 時 15 分の間で 4 時間以上の土曜日勤務が
月 2 回以上あること

※複数の利用形態を希望する場合は、希望する形態について、上記の基準をすべて満たす必要があります。

- （3）2027 年 4 月 1 日時点で 64 歳以下の同一小学校区内在住の祖父母がいる場合は、その祖父母が就労、または長期にわたる疾病等の状態にあるなど、放課後や長期休業期間の保育が困難であること
（「就労の基準」は、上記のとおり）

※年齢は毎年 4 月 1 日時点で判定しますので、年度の途中で 65 歳になられた場合でも、その後に退職や再就職など就労状況が変わった場合は、最新の就労証明書をご提出ください。

4 提出書類

必要書類を全て揃えて申請をしてください。※提出書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付ができません。

(1) 2027 年度放課後児童クラブ利用申込書（電子申請の場合は不要）

(2) 児童クラブの利用が必要なことを証明する書類

- ・《必須》保護者、2027 年 4 月 1 日時点で 64 歳以下の同一小学校区内在住の祖父母分
- ・《任意》2027 年 4 月 1 日時点で 65 歳以上 70 歳未満の同一小学校区内在住の祖父母分は、受入可能な人数を上回る申込があった際に、書類の提出の有無を判断材料にさせていただきますので、可能な限りご提出ください。

区分	必要な書類
就労	「就労証明書」 ※2027年度分の申請から保育所と同じ様式に変わります。 ・育児休業中の利用はできません。（産後8週までは利用可） ・自営業の方は、同業種の組合長や部農会長、会計士、税理士等の第三者による記入・証明を受けてください。第三者による記入・証明が難しい場合は、追加書類をいただいております。 ・勤務が不規則な場合等、勤務表などの提出を求める場合があります。
疾病・障がい	保育の実施申立書兼誓約書 「医師の診断書」（療養に必要な期間及び保育が困難な状況が判断できること）、 「障害者手帳」の写しを添付
親族の 介護・看護	保育の実施申立書兼誓約書 対象親族の「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写し、 「医師の診断書」などを添付
求職活動	保育の実施申立書兼誓約書 ・入所日から起算（利用中の場合は、前職を離職した日から起算）して90日経過の月末までに「就労証明書」の提出がない場合は退所となります。 ・年度をまたいで既に求職中の方、または年度途中で就労から求職に切替えた方は、求職活動日のみ利用できます。 ・新規申込者及び4月1日に新たに求職を始めた方は、就労開始日＝利用開始日です。
就学	保育の実施申立書兼誓約書 「在学証明書」や学生証の写し、「職業訓練受講指示書」の写しなどを添付 (授業の時間割などの提出を求める場合があります。)
災害	保育の実施申立書兼誓約書、「罹災証明書」を添付
その他	保育の実施申立書兼誓約書、 保育が困難な状況を証明できる書類を添付

- ① 電子申請の場合は、必要書類をスマートフォン等で写真を撮り添付してください。
- ② 申込書等の書類は、各受付場所にて配付しております。市のホームページからダウンロードも可能です。
- ③ 保育所の入所申請等で取得した上記証明書のコピーも可。ただし、証明日から6ヵ月以上経過している場合は、再提出となります。
- ④ 同一の児童に対し、複数回申請がされるケースが多発しています。申請後は、申請した履歴や内容をお手元に控えていただくなど、対応をお願いいたします。

5 開所日及び開所時間

開 所 日	開所時間
月曜日～金曜日（学校開校日）	下校時から午後6時15分まで
長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）	午前7時45分から午後6時15分まで
土曜日（土曜日クラブ）	午前7時45分から午後6時15分まで

※土曜日クラブは、市内全域の児童を対象に、1か所で実施予定。

- ① 保護者等の仕事がお休みの日は、児童クラブはご利用できません。
- ② 日曜・祝日、盆休み（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）は閉所となります。
- ③ 学校行事、天候などに応じて開所時間等に変更が生じる場合があります。
- ④ 学校が朝から休校の場合、台風等の荒天の場合、インフルエンザ等感染症が集団発生した場合、各クラブや学校の事情等でクラブ室が使用できない場合に閉所することがあります。
- ⑤ 学校の長期休業期間中に小学校が閉庁日（学校の完全休業）となる日は、開所できない場合があります。

6 保護者負担金

区 分	料 金	備 考
○常時利用 ◆4月～7月、9月～3月 ◆8月	月額 8,200 円 月額 13,800 円	利用が1日以上あった月は、1ヵ月分の料金がかかります。 ただし、 <u>入所した月のみ16日</u> 以降の利用開始の場合は、料金が半額になります。
○長期休業期間のみ利用の場合 （終業式翌日～始業式前日まで） ◆夏休み期間 ◆春休み・冬休み期間	期間額 17,300 円 期間額各 8,200 円	利用が1日以上あった場合は、全額の料金がかかります。 翌年度の継続利用申込のない場合、春休み期間は、3月31日までとなります。
○土曜日利用	月額 2,700 円	別途、負担金が必要になります。 利用が1日以上あった月は、1ヵ月分の料金がかかります。

【放課後児童クラブひとり親家庭等軽減制度について】

次の条件を満たす方は、放課後児童クラブひとり親家庭等軽減制度の対象となります。

利用決定通知に同封する案内に沿って、該当する方は申請をお願いします。

これまで軽減を受けている方も**年度毎に申請の手続きが必要**です。

※2027年4月利用分から軽減を受けたい場合の申請期間：利用の決定から2027年3月19日（金）まで

（電子申請の場合は、2027年3月20日（土）まで）

条件	利用形態	軽減額	軽減後の保護者負担金
児童扶養手当法第4条第1項に基づき児童扶養手当を受給している保護者	常時利用	月額 3,600 円	月額 4,600 円
		8月のみ 6,200 円	8月のみ 7,600 円
	長期休業期間のみ	夏休み 6,400 円	夏休み 10,900 円
		春休み・冬休み 3,600 円	春休み・冬休み 4,600 円
生活保護を受けている保護者	常時利用	月額 6,600 円	月額 1,600 円
		8月のみ 12,200 円	8月のみ 1,600 円
	長期休業期間のみ	夏休み 14,900 円	夏休み 2,400 円
		春休み・冬休み 6,600 円	春休み・冬休み 1,600 円

必ずお読みください

7 放課後児童クラブでの生活

放課後児童クラブは、就労などで昼間保護者が家庭にいない小学生児童が、適切な遊び及び生活の場として集団で過ごす場所です。学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応等、専門的な支援については、十分な対応ができかねますので、あらかじめご理解ください。また、集団生活の場であるため、お互いが気持ちよく過ごせるよう、以下のきまりやルールを守っていただくようお願いします。

- (1) 遊びを中心とした生活の場です。学習塾ではありませんので、宿題等への取組は、こどもの自主性に任せます。指導は行いますが、答え合わせについてはご家庭でお願いします。
- (2) 夏休み等の学校給食がない期間は、お弁当、水筒の持参をお願いします。
- (3) 保護者負担金におやつ代が含まれていますので、毎日おやつの時間があります。
ただし、お子さんのアレルギーの状況によっては、おやつを持参していただく場合があります。
その場合、保護者負担金（月額）のうちのおやつ代 1,600 円（長期休業期間のみの夏休みは 2,400 円、土曜日クラブは 300 円）は徴収いたしません。
- (4) 他の児童や支援員に対する暴力・迷惑行為がある場合、クラブの施設や物品を破損させた場合、クラブのきまりを守らない場合又は保護者負担金の支払いがない場合は、退所していただくことがあります。
- (5) クラブでは、傷害・賠償責任保険に加入しておりますが、事故の状況によっては、保険対象外となり、保護者に賠償していただく場合がありますのでご了承ください。

8 登所・降所

- (1) 下校後、直接クラブに登所します。
- (2) 原則、各家庭でお迎えをお願いします。それ以外での帰宅方法については、各家庭の責任で決めてください。帰宅時間や帰宅方法を変更する場合は、必ずクラブに連絡をお願いします。
また、長期休業期間中、開所時間前の保育は行っていないので、保護者の送迎以外の方法で登所する場合も各家庭の責任で、安全に登所できるようご配慮ください。
- (3) お迎えは、必ず閉所時間までにお願いします。
- (4) 台風や大雨等による警報・災害緊急対応が行われる場合には、早めのお迎えをお願いしますのでご協力をお願いします。

※閉所時間までのお迎えが困難な場合は、ファミリー・サポート・センターをご利用ください。

利用される場合は、会員登録（登録料 1,000 円）と事前予約が必要になります。

詳細は、ふくろいファミリー・サポート・センター事務所にご確認ください。

事務所：中央子育て支援センター「カンガルーのぼっけ」内、電話 44-3149

利用料 1 時間 600 円～800 円

ひとり親家庭等の方は、減額制度があります。

（詳しくは、こども政策課給付係 電話 44-3184 までお問い合わせください。）

9 欠席について

- (1) 保護者等の仕事がお休みの日には、児童クラブはご利用できません。
- (2) クラブを欠席するときは、必ず事前に保護者からクラブへ連絡をお願いします。
- (3) 次の場合は、原則退所となります。
 - ・ 1 週間以上無断欠席した場合
 - ・ やむを得ない場合を除き、放課後児童クラブを 1 ヶ月以上利用しない場合（隔月休みを含む。）
- (4) 感染症の罹患や病気の場合は、全快するまで休ませてください。
- (5) お子さんが怪我等により登所やクラブでの生活が困難な場合は、家庭での保育にご協力をお願いします。

ます。(万が一症状が悪化したり、周りに影響が出たりした際にクラブは責任を負いかねます。)

(6) お子さんの具合が悪くなった場合や高熱を出した場合は、必ず早めのお迎えをお願いします。

(7) インフルエンザ等で学級閉鎖となった場合は、クラブは利用できません。

10 その他

(1) お子さんが入所予定の児童クラブを初めて利用する場合は、利用・待機決定通知を送る前に、原則としてお子さんと保護者と児童クラブの3者で面談を実施します。面談を実施しても、クラブの申込状況によっては待機になる場合があります。

(2) 利用申込書の「児童の健康状態等」については、お子さんをお預かりする上で、大変重要な情報になります。ご家庭で心配していること、病歴、服用している薬など記入漏れがないようにできるだけ詳しく記載をお願いします。

状況によっては、お子さんが通う(通っていた)小学校や保育所等に状況を確認する場合があります。また、支援の内容や状況によっては、入所をお受けすることができない場合があります。

(3) 利用が1日以上あった月は、通常の料金がかかります。(日割り計算はありません。)

ただし、入所した月のみ16日以降の利用開始の場合は、料金が半額になります。

(4) 就労状況の確認のため、勤務表等の提出を求めることや勤務先に直接問い合わせをする場合があります。

(5) 勤務先や就労時間を変更したときは、速やかに「就労証明書」を再提出してください。

(6) クラブを利用中の方が仕事を辞めた場合は、「保育の実施申立書兼誓約書」の提出が必要です。退職後、90日経過の月末までに「就労証明書」の提出がない場合は退所となります。

なお、求職活動を行わない日は、児童クラブは利用できません。

※パソコンやスマホ、情報誌での求人情報の検索・閲覧は求職活動に該当しません。

(7) 育児休業中は、児童クラブを利用できません。

(8) 現在クラブを利用中の方は、産後8週まではお預かりできますが、母が産後休業中に父が育児休業を取得する場合、児童クラブの利用はできません。

(9) 申込者数が多く待機児童が発生している場合は、入所決定後の利用形態(常時利用、長期休業期間のみの利用)の変更ができない場合があります。また、長期休業の受入れを夏休み期間のみとする場合があります。

(10) 同一小学校区内に複数のクラブがある場合は、申込児童数の状況により、学年やお住まいの自治会ごとに割振を行い、利用決定通知書にて、ご利用予定のクラブをご案内いたします。入学前に児童が在園していた幼稚園、保育園や、入学後の小学校のクラス分けを基にしたクラブ分けは行いません。また、年度毎にクラブ編成を行いますので、ご了承ください。

(11) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染状況によっては、利用自粛要請や臨時休所等を行う場合があります。

(12) 待機児童が発生しているクラブでは、入所申込みをしたものの実際クラブの利用が少ない方には、退所をお願いする場合があります。入所の申込みをする前に、「児童クラブの利用が本当に必要であるか」ご家庭でよく話し合っ、申込みをお願いします。

(13) 申込内容に事実との相違や虚偽が認められた場合、入所の決定を取り消すことがあります。

【問い合わせ先】

袋井市教育委員会 教育保育課 教育保育係
電話 86-3330 FAX 86-3666
〒437-0013 袋井市新屋一丁目2番地の1



袋井市
ホームページは
こちら

市内放課後児童クラブ一覧（2027 年度）

小学校区	クラブ名	住 所	実施場所	電話
袋井東小	わくわく	広岡2317-1 袋井東コミュニティハウス	学校敷地内専用施設 学校内空き教室	090-3302-7389
袋井西小	あすなろ	川井442 袋井西コミュニティハウス第 1	学校敷地内専用施設	0538-43-8228 090-2344-5414
	あおぞらくらぶ第 1	川井550-3 袋井西コミュニティハウス第 2 （ 1 階）	学校敷地外専用施設	0538-44-0030 080-1566-3160
	あおぞらくらぶ第 2	川井550-3 袋井西コミュニティハウス第 2 （ 2 階）	学校敷地外専用施設	0538-44-0030 090-7021-1344
袋井南小	みなみすすく	高尾743-1 袋井南コミュニティハウス第 1 （学校西側）	学校敷地外専用施設	0538-43-0820 090-2773-5203
	みなみげんき	愛野2961 袋井南コミュニティハウス第 2 （クリーンピアあいの内東側建物）	公共施設の一部	0538-43-5331 080-1620-3197
	ユニキッズ南学童	高尾740	学校内特別教室	080-7593-3609
袋井北小	のびのび北	久能1508-1 袋井北コミュニティハウス第 1 （学校西側）	学校敷地外専用施設	0538-44-2210
	のびのび西	堀越5-18-2 袋井北コミュニティハウス第 2 （小鳩公園東側）	学校敷地外専用施設	0538-43-1886 080-8268-4427
	のびのび南第 1	久能1227-10 袋井北コミュニティハウス第 3 （ 1 階）	学校敷地外専用施設	0538-44-5538 070-2228-0187
	のびのび南第 2	久能1227-10 袋井北コミュニティハウス第 3 （ 2 階）	学校敷地外専用施設	090-6358-6100 0538-31-2111
	ユニキッズ北学童	久能1580	学校内特別教室	080-7593-3565
今井小	なかよし	太田692	学校内空き教室	090-5862-4894
三川小	スマイル	友永38	学校内空き教室	090-9024-8944
笠原小	笠原っ子	山崎5093-13 （笠原こども園内）	公立認定こども園内の 専用部屋	090-9024-8967
山名小	やまなっ子ラッキー	春岡684	学校内空き教室	080-2533-1059
	やまなっ子ハッピー	春岡1-8-2 山名コミュニティハウス（ 1 階）	学校敷地外専用施設	0538-48-8777 090-3102-7397
	やまなっ子ドリーム	春岡1-8-2 山名コミュニティハウス（ 2 階）	学校敷地外専用施設	0538-48-8777 080-5817-4400
	やまなっ子クローバー	春岡684	学校内ひまわりホール	080-2633-4334
	やまなっ子あいいろ	春岡684	学校内特別教室	090-1559-2090
	ユニキッズ山名学童	春岡684	学校内特別教室	080-7149-6031
高南小	花咲く高南っ子	上田町306-2 高南コミュニティハウス	学校敷地内専用施設	090-7916-3810
	こうなんキッズ	上田町306-2	学校内特別教室	090-7005-4919
	ユニキッズ高南学童	上田町306-2	学校内特別教室	080-7149-6011
浅羽南小	みなみっこ	西同笠148	学校内空き教室	090-3251-5251
浅羽北小	なかよしげんき	浅羽1322	学校内空き教室	090-3259-8266
浅羽東小	東っ子	浅羽2800 浅羽東コミュニティハウス	学校敷地内専用施設 学校内空き教室	090-3259-8523
全学区	土曜日クラブ	【調整中】 ※実施場所が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。		

電子申請に関する注意事項

■申請前の準備について

1. マイナンバーカードについて

- ・今回の電子申請ではマイナンバーカードをお持ちでない方でも申請可能です。

2. 申請に必要な機器類について

- ・今回の申請はスマートフォン、パソコンどちらからでも申請が可能です。
- ・Wi-Fi または携帯電話回線でインターネットに接続して申請をしてください。
(インターネット接続に必要なデータ通信料金は申請者の負担となります。ご了承ください)
- ・身分証明書や必要書類を撮影して添付する必要があるため、カメラ付きのスマートフォンから申請いただくことをお勧めします。

3. 添付書類の撮影について

- ・手振れができるだけ無いよう、机や台などの平らな場所に置いて撮影してください。また強い光や影が入り込まないように撮影してください。
内容が判別できない場合は、再度提出していただきます。
- ・添付資料のサイズは1ファイルあたり7MBです。
撮影した画像のファイルサイズが大きい場合は、スマートフォンのカメラ設定から撮影サイズを変更して撮影してください。

4. 所要時間と入力項目について

- ・入力いただく情報は入所を判定する重要な情報となります。
項目が多い点、あらかじめご了承ください。
申請に必要な時間の目安は15分～30分程度です。(家族構成などにより異なります。)
スムーズな申請となるよう、申請に必要な情報や書類(就労証明書や運転免許証等)をあらかじめお手元にご準備いただいてから申請をお願いします。
- ・重要な情報の入力もれを防ぐため、回答に該当しない方や対象外の場合でも入力をお願いする箇所がございます。

5. 申請時の認証方法について

- ・申請の際、初めに認証方法として「ログインして申請に進む」と「メールを認証して申請に進む」を選択できます。「メールを認証して申請に進む」から申請した場合、認証の有効期限が30分のため、有効期限が過ぎた場合最初から入力をし直すことになります。
「ログインして申請に進む」から申請することをおすすめします。

■申請内容の訂正・取り下げについて

- ・申請内容の訂正は、申請受付後に直接修正することができません。申請の取り下げをし、再度新規申請をする必要があります。申請前に内容の間違いがないか確認してからお申込みください。
- ・申請内容の訂正・取り下げ方法は、申込した申請の「対応ステータス」によってやり方が変わりますので、詳しくは市ホームページに掲載しています「電子申請操作手順書」よりご確認ください。

■申請済みの申請をもとにした兄弟分の申請方法について

- ・兄弟など複数人の申し込みをする場合、1人目の申請内容を基に2人目以降の申請をすることが可能です。詳しくは市ホームページに掲載しています「電子申請操作手順書」よりご確認ください。

「電子申請操作手順書」はこちらから ➡
(袋井市ホームページ)

